

# 大阪府北部を震源とする地震等に関する要望

平成30年7月

大	阪	府
大	阪	市
豊	中	市
吹	田	市
高	槻	市
守	口	市
枚	方	市
茨	木	市
寝	屋 川	市
箕	面	市
摂	津	市
四	條 畷	市
交	野	市
島	本	町



## 大阪府北部を震源とする地震等に関する要望

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震は、府内観測史上最大の震度 6 弱を記録し、4 名の尊い命を奪うとともに 360 名もの負傷者を出すに至った。また、府内で 3 万棟を超える住家被害が発生し、被災者が安心して住める住居の改修、確保が大きな課題となっている。

こうした中、7 月上旬には梅雨前線の影響に伴う豪雨により、全国各地で多数の死傷者を出すなど甚大な被害をもたらし、今なお行方不明者が多数おられる状況である。大阪府内でも北部地域を中心に、重傷者を出すとともに国道・河川護岸の崩壊などが発生。床上・床下浸水などの住家被害が更に広がった。

国の被災者支援にかかる現行制度は、住宅全壊世帯の一定数以上の発生が要件となっている。今回の地震では一部損壊世帯が多数であり、この基準を満たしておらず、制度が適用されない。あわせて、一部損壊世帯は、制度上、支援対象外とされている。こうした状況の中、被災者の方々の生活再建を図ることは急務であるため、大阪府では府内市町村と共同して、緊急的に一部損壊世帯も対象とした支援制度を創設した。とりわけ、高槻市、茨木市、箕面市においては、市独自で一部損壊世帯を対象とした住宅復旧支援などを行っているところである。

また、今回の地震では、被災者が倒壊したブロック塀の下敷きになるという痛ましい事故が発生した。二度とこのような事故を起こさないよう、危険なブロック塀等の撤去・改修が必要であるが、今回の地震で判明した危険個所に対応できるだけの国庫補助金等が十分確保されていない。このような状況にあるが、子どもの安全・安心を守ることは行政の最大の使命の一つであり、こうした観点から、大阪府及び府内市町村では、通学路や学校施設等の緊急点検を実施し応急の安全措置を講じた。さらに、大阪市や高槻市、茨木市、箕面市、四條畷市、交野市等においては、既に危険なブロック塀等の撤去・改修の促進を目的とした民間施設への補助制度を創設したところである。

以上のことから、国におかれては現行制度の見直しを検討するとともに、下記の財政措置を行うことを要望する。

### 記

#### 1. 府が創設した支援制度への財政措置

##### (1) 「大阪版みなし仮設住宅制度」

大阪府では、府内市町村と共同して、現行制度上、応急仮設住宅の供与対象外とされている半壊や一部損壊世帯であっても、公的住宅や民間賃貸住宅等を提供する「みなし仮設住宅制度」を創設したところであり、今般の平成 30 年 7 月豪雨による被災者についても適用する。このため、本制度実施に要する経費について財政措置を行うこと。

## (2)「大阪版被災住宅無利子融資制度」

今回の地震では多数の住家被害が発生したため、大阪府では、被災者が安全・安心な住まいを確保し早期の生活再建を図れるよう、被災住宅の補修にかかる無利子融資制度を創設したところであり、今般の平成30年7月豪雨による被災者についても適用する。このため、本制度実施に要する経費について財政措置を行うこと。

## 2. 通学路及び避難路等における危険なブロック塀等の撤去・改修への財政措置

通学路及び避難路、学校施設等における危険なブロック塀等の撤去・改修は緊急の課題であり、早急に国庫補助制度の創設・拡充等の財政措置を行うこと。

特に学校施設については、地震発生により生徒の生命の危機に直面することから、公立、私立学校を問わず、幼稚園、小・中・高等学校、支援学校等に対する財政措置を速やかに行うこと。

## 3. 地域の実情に応じた被災者支援等の取組みへの財政措置

被災自治体においては、各地域の実情に応じた様々な被災者支援等の取組みを行っているところであり、こうした取組みに対する財政措置を行うこと。

平成30年7月

大阪府知事	松井 一郎
大阪市 長	吉村 洋文
豊中市 長	長内 繁樹
吹田市 長	後藤 圭二
高槻市 長	濱田 剛史
守口市 長	西端 勝樹
枚方市 長	伏見 隆
茨木市 長	福岡 洋一
寝屋川市 長	北川 法夫
箕面市 長	倉田 哲郎
摂津市 長	森山 一正
四條畷市 長	東 修平
交野市 長	黒田 実
島本町 長	山田 紘平